

# 総務環境委員会資料

住居の不良堆積物対策の推進に関する  
条例（仮称）の検討状況について

平成29年8月8日

環 境 局

## 目 次

1 物品の堆積等による住居の不良な状態（いわゆる「ごみ屋敷」） の現状	1
2 対策の検討状況	2
3 住居の不良堆積物対策の推進に関する条例（仮称）の骨子（案）	3
4 「不良な状態」への対応	6
5 今後のスケジュール	8

## 1 物品の堆積等による住居の不良な状態（いわゆる「ごみ屋敷」）の現状

### (1) マニュアルに基づく対応件数

事項	件数
物品の堆積により、周辺の生活環境に影響を及ぼしているとして、「住居における物品等の堆積による不良な状態への対応に関する事務参考マニュアル」に基づき、関係部署が連携して対応を行っているもの  (平成29年3月末時点)	20件

### (2) 関係機関等の把握件数

事項	件数
物品の堆積により、周辺又は居住者の生活環境に影響を及ぼしているとして、各区の関係機関等が把握し、対応を行っているもの  (各区の関係課室公所、社会福祉協議会等の関係団体へのアンケート結果)  (平成28年3月調査)	173件

### (3) 「住居における物品等の堆積による不良な状態への対応に関する事務参考マニュアル」に基づく対応と課題

#### ア 対応

- 通報、要望を受け付けた部署等において可能な対応を実施
- 各関係部署の所管法令等の適用では対応が困難な場合は、関係部署が協議し、連携して、堆積者への接触・働きかけを実施

#### イ 課題

- 敷地内の堆積物について、堆積者が財産であると主張し、撤去や処分に応じない場合がある
- 堆積者に係る親族関係や福祉サービスの受給状況などについて、十分な情報が得られない場合がある
- 堆積物を片づけることを主眼とした指導・説得では効果的な交渉ができなかったり、接触することが難しい場合がある

計 H25.11 2013年11月  
 減築 H27.6 2015年6月  
 整備 H28.2 2016年2月

## 2 対策の検討状況

### (1) 経過

時期	内容
平成26年 3月	「住居における物品等の堆積による不良な状態への対応に関する事務参考マニュアル」を策定
平成27年 12月	条例制定向け「住居の不良堆積物対策の推進プロジェクトチーム」を設置 (これまでにプロジェクトチーム会議を5回、幹事会(課長級)を13回実施し、条例の内容や運用体制等を協議)
平成28年 1月	住居の不良堆積物対策を担当する主幹1名、主査1名を環境局に配置
平成28年 4月	市民経済局、健康福祉局、緑政土木局、消防局の関係部署の課長級職員が環境局事業部主幹を兼務又は併任

### (2) 住居の不良堆積物対策の推進プロジェクトチームの構成員

- 環境局事業部長(チームリーダー)
- 市民経済局地域振興部長
- 環境局地域環境対策部長
- 健康福祉局高齢福祉部長
- 健康福祉局障害福祉部長
- 健康福祉局生活福祉部長
- 健康福祉局参事(生活衛生)
- 緑政土木局路政部長
- 消防局予防部長
- 名東区区政部長
- 昭和区区民福祉部長
- 南保健所長

### (3) 主な検討内容

- 現行のマニュアルによる対応状況の検証
- 先進都市の条例の内容や対応事例の調査
- 関係部署の効率的な連携体制のあり方の検討
- 代執行などの強制的な措置の必要性の検討 等

### 3 住居の不良堆積物対策の推進に関する条例（仮称）の骨子（案）

#### （1）目的

市民が居住する建物等に物品が堆積又は放置されることにより発生する不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保する。

#### （2）対象となる範囲及び状態

区分	内容
対象となる 「建物等の範囲」	現に居住に使用している本市区域内の建物並びにその敷地及び敷地に隣接する土地
対象となる 「不良な状態」	物品の堆積又は放置により、 ○ねずみや害虫、悪臭の発生 ○火災発生のおそれ などのため周辺の生活環境が著しく損なわれている状態

（注）「建物」は、共同住宅等においては、居住の用に供する各部分及びその周辺の共用部分を含む。

#### （3）責務

事項	内容
市 の 責 務	○建物等の不良な状態の解消に関する対策その他の取組を適切に行う。
市 民 の 責 務	○居住する建物等を不良な状態にしてはならない。 ○居住する地域の生活環境を良好に保ち、市が実施する対策その他の取組に協力するよう努める。
所有者等の責務	○所有又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努める。 ○建物等が不良な状態となった場合は、堆積者と協力し、不良な状態を解消するよう努める。 ○市が実施する対策その他の取組に協力するよう努める。

（注）「所有者等」は建物等の所有者又は管理者とし、その建物等に係る堆積者を除く。

#### (4) 調査

- 不良な状態又はそのおそれがある建物等への立ち入り調査
- 関係者に対する質問
- 堆積者に係る市の保有する情報（親族関係、居住関係、保健福祉に関する制度の利用状況、心身の状態、建物等の所有関係等）の利用
- 関係機関等に対する、堆積者に係る情報提供の要請

#### (5) 支援

堆積者が自ら不良な状態を解消することが困難な場合、必要な支援を行うことができる。

#### (6) 措置

事項	内容
指導	<ul style="list-style-type: none"><li>○堆積者に対し、不良な状態を解消するために必要な措置をとるよう指導することができる。</li><li>○所有者等に対し、不良な状態を解消するために必要な措置をとるよう指導することができる。</li></ul>
勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>○指導したにもかかわらず、不良な状態が解消しないときは、指導を受けた堆積者に対し勧告することができる。</li></ul>
命令	<ul style="list-style-type: none"><li>○勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に従うことを命令することができる。</li></ul>
行政代執行	<ul style="list-style-type: none"><li>○次の条件をすべて満たす場合は、行政代執行をすることができる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない</li><li>・ 他の手段によって、命令した措置の履行を確保することが困難</li><li>・ 命令した措置の不履行が著しく公益に反する</li></ul></li><li>○行政代執行に要した費用は堆積者から徴収することができる。</li></ul>

#### (7) 応急措置

建物等が不良な状態にあり、危険な状態が切迫している場合、堆積物の安全な場所への移動、固定など必要最小限度の措置をすることができる。

#### (8) 区対策会議

区内の建物等の不良な状態の解消に関する対策を推進するため、各区に関係各課公所で構成する区対策会議を置く。

#### (9) 審議会

事項	内容
審議会の設置	○市長の附属機関として、有識者等から構成する審議会を設置する。
審議会の役割	○命令、行政代執行及び直接の支出を伴う支援を実施する場合、事前に審議会に意見を聞く。 ○建物等の不良な状態の対策の推進に関する事項について意見を述べる。

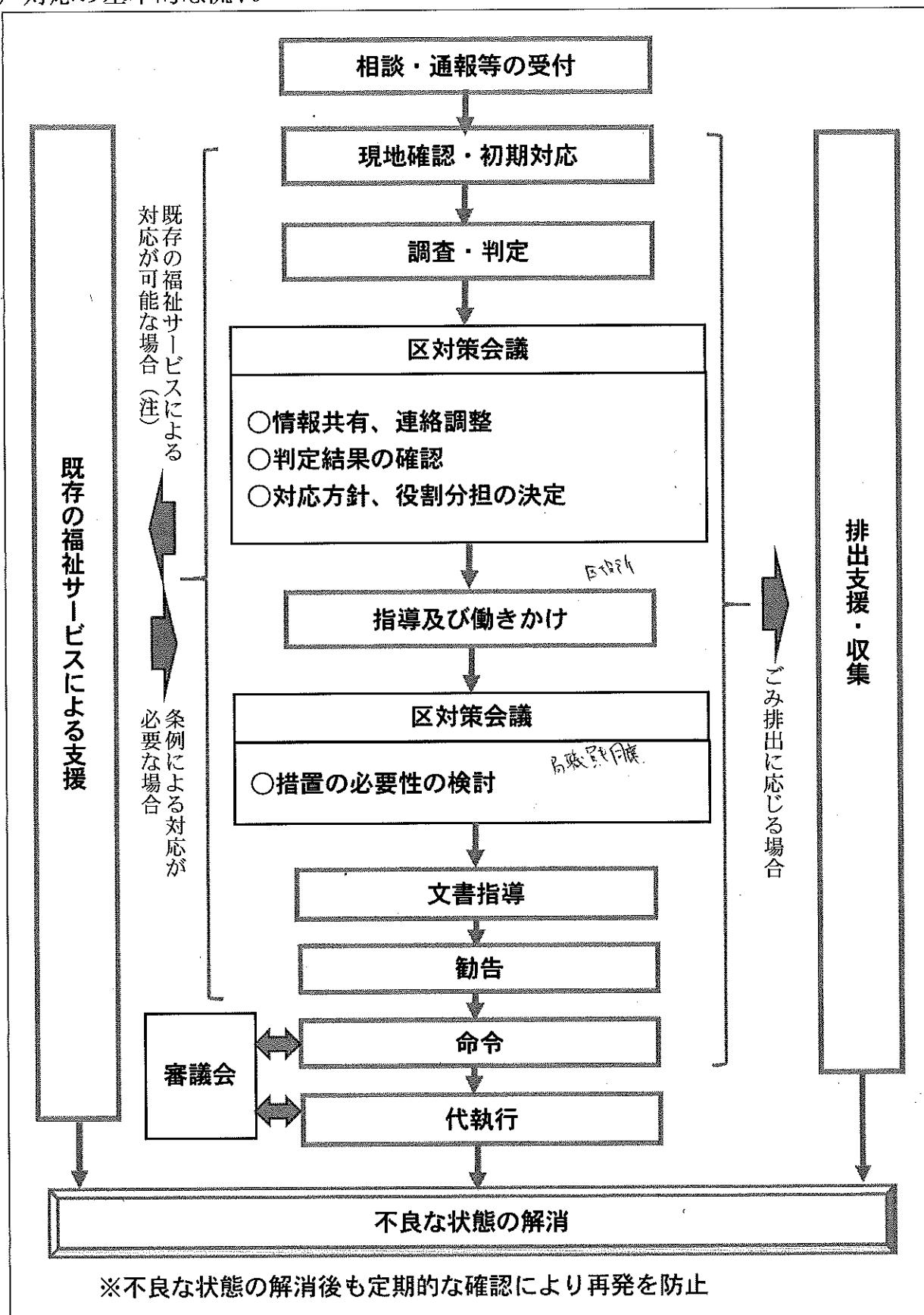
#### (10) 罰則

次の場合に罰則（過料）を科す。

- 正当な理由なく、調査を拒否・妨害・忌避した場合、又は質問に対して陳述しない若しくは虚偽の陳述をした場合
- 命令に従わない場合

#### 4 「不良な状態」への対応

### (1) 対応の基本的な流れ



※不良な状態の解消後も定期的な確認により再発を防止

(注) 既存の福祉サービスによる対応が困難な場合は、条例に基づく措置と並行して関係部署が連携して働きかけを行い、不良な状態の解消を促す。

## (2) 対応の内容

### ア 受付、現地確認・初期対応、調査・判定

- 市民からの相談・通報等があった場合、受け付けた関係部署と環境局の専任職員が共同して現地確認や初期対応を行うとともに、堆積者に係る調査、不良な状態に該当するかの判定を行う。

### イ 区対策会議での検討

#### ○区対策会議の主な協議事項

- ・事案に関する情報共有及び連絡調整
- ・専門的な見地による不良な状態の判定結果の確認
- ・堆積者等への対応方針及び役割分担の決定

○区対策会議は区長の下に区役所の関係課室及び区内関係公所により構成する。必要に応じて府外の関係機関にも参加を依頼する。

### ウ 指導及び働きかけ

○区対策会議で決定した対応方針と役割分担に基づき、堆積者に対して堆積物を撤去するよう指導及び働きかけを繰り返し行う。

### エ 排出支援・収集

○堆積者が堆積物をごみとして排出することに応じる場合は環境事業所が収集する。独力での排出が難しい場合、ボランティアや関係機関等と協力するなどにより排出を支援する。

### オ 既存の福祉サービスによる支援

- 堆積者が福祉サービスを受けていない場合は、サービスによる対応が可能かどうかについて検討し、サービスの申請につなげる。
- 福祉サービスによる支援を受けている場合において、条例による対応が必要な状態となった場合は区対策会議での検討等を行う。

### カ 条例に基づく措置

- 関係部署が繰り返し指導や働きかけを行っても改善が見られず、周辺の生活環境への悪影響が著しい場合は、区対策会議において勧告以降の措置を行う必要性を検討する。
- 勧告以降の措置の必要性があると判断された場合、環境局が条例に基づく措置を堆積者に対して行う。命令及び行政代執行については、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

## 5 今後のスケジュール

時期	内容
平成29年8月～9月	パブリックコメントの実施
平成29年11月	条例案上程